【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年８月７日
【発行者名】	大和証券オフィス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　田中　稔介
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 投資運用本部　部長　安住　健太郎
【連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目２番１号
【電話番号】	03-6215-9649
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

大和証券オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2026年６月１日付にて、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動が生じたため、金融商品取引法第24条の５第４項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第１項及び同条第２項第２号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（１）異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（ア）名称

大和証券リアルティ株式会社

（イ）資本金の額

500百万円（2026年３月末日時点）

（ウ）関係業務の概要

本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社の子会社

（２）異動の理由及びその年月日

①異動の理由

2025年５月期（2024年12月１日～2025年５月31日）の末日から過去３年間において、大和証券リアルティ株式会社との間で本投資法人が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）及び不動産等を信託する信託の受益権（以下「不動産等信託受益権」といいます。）の取得及び譲渡の対価として支払い、及び受領した金額の合計額が、同期間中に本投資法人が不動産等及び不動産等信託受益権の取得及び譲渡の対価として支払い、及び受領した金額の合計額の20%以上に相当するものであったため、大和証券リアルティ株式会社は、特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の３第３項第２号に掲げる取引を行った法人）に該当していましたが、2026年５月期（2025年12月１日～2026年５月31日）の末日から過去３年間においては当該基準を満たさず、特定関係法人に該当しないこととなりました。

②異動の年月日

2026年６月１日